

令和元年 9 月 3 日

会員の皆様へ

エナジーフィットネス

消費税法改正の対応に関するお知らせ

平素より、当クラブをご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。この度、消費税法改正（2019年10月1日から税率10%）の決定に伴い、当クラブにおける消費税の取扱いにつきまして、下記のとおり対応させていただくことになりました。内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。今後とも会員の皆様の健康増進に寄与し、身体づくりをお楽しみいただけますよう努力してまいります。

敬具

記

○実施時期：2019年10月度対象分より

現行：税抜価格＋消費税 8% **改正後：税抜価格＋消費税 10%**

※消費税をお預かりする全てのお取引（軽減税率対象取引は除く）

※月会費、入会金、契約ロッカー代、パーソナルトレーニング料金、商品等の全ての付帯料金にも適用されます。

以上